

平成30年3月19日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

譲渡制限株式を相続人が相続放棄した場合 — 株主が死亡したのに相続人がいない!? —

[1] 株主が死亡し、相続人全員が相続放棄

当社は、中小企業で株式は譲渡制限株式です。かつて当社の役員をした株主であるAさんが先日亡くなりました。Aさんは多くの負債を抱えていたので、ご遺族全員が相続放棄すると聞きました。Aさんが持っていた当社の株式は、いったいどうなるのでしょうか。

[2] 相続人不存在の場合、最終的には国庫に帰属

会社法では、相続や合併などで譲渡制限株式の移転があった場合には、会社は株主となった者に対し、その株式を会社に売渡すよう請求できる旨を、定款に定めることを認めています（これを「相続人等に対する売渡請求」と言います。）。しかし、全ての相続人が相続放棄をすると相続人不存在になってしまいます。相続人不存在では株式の売渡しを求める相手がいません。

そこで、会社は利害関係人として相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申立てます。選任された相続財産管理人に、株式を売渡すよう請求します。相続財産管理人は売渡し価格を買主である当社と協議し、家庭裁判所の許可を得て売渡しが可能になります。

相続財産管理人は、まず財産を換価して債務の支払いに充て、特別縁故者がいれば分与し、相続財産管理人の報酬を差引き、それでも余った財産があれば国庫に引き継がせます。相続人不存在の場合、上記の手続きを踏み最終的に余った財産は国庫に帰属することになります。

[3] 譲渡制限と売渡請求

会社の経営に無関心な者や好ましくない者が株主になる事や、株式の分散を防ぐため、中小企業のほとんどは創業者一族が株主となり、譲渡制限や売渡請求を設定しています。

後継者が決まったら、実務の引継ぎと同時に株式の引継ぎもスムーズに行えるよう、規定や現状の株主を再確認し整備しておきましょう。